

## 学童保育指導員が発見した性被害・虐待被害への対応の実際

谷野 宏美\*

看護学科

(2010年11月17日受理)

児童虐待の被害者の多くは小学校低学年の児童である。そこで小学校低学年の利用が多く、放課後の子どもの生活支援を行っている学童保育指導員を対象に、性被害・虐待被害への対応の実際について調査した。結果、学童保育指導員は性暴力・虐待に対して、子ども及び保護者への対応を行っていた。また事例は少ないが、学校や他機関との連携も見られた。性暴力・虐待への対応のほとんどは、指導員個人の判断で行われていた。対応できなかった理由は、【施設と指導員に余裕がない】【他機関との連携の困難さ】【最近の保護者と子どもが変化している】【性暴力・虐待の対応の困難さ】の4つが抽出された。以上のことより、指導員への負担の大きさが分かった。よって、指導員に対する、性暴力・虐待への研修を行うことで、個人の負担の軽減させることができると考えた。

(キーワード) 学童保育指導員, 性被害・虐待被害, 対応

### 緒言

平成21年度の児童相談所への虐待相談件数が、約4万4千件を超え、過去最高を示した<sup>1)</sup>。また日々のニュースでは、子どもたちが犠牲になる虐待が多く報道され、痛ましい結果となっている。平成19年には児童虐待防止法の改正が行われ、現在児童虐待への強制的な対応も可能となっている。しかし児童虐待の増加は著しく、その対応の遅れを指摘されている。

また児童虐待が起こるのは小学校低学年が多いため、小学校低学年の利用が多い学童保育施設に注目した。学童保育施設は、放課後支援の一環として学校終了後の小学生の生活支援を行う場所である。よって、子どもの生活の一部を垣間見ることのできる施設である。さらにそこで働く学童保育指導員(以下、指導員とする)は、子どもとの信頼関係を築き易く、児童虐待の早期発見が可能であることが分かった。また多くの学童保育施設では、保護者のお迎えを行っていることから、指導員と保護者との接点も多く、保護者と子どもの関係性や家庭での様子を知る良い機会となっていた。

以上のことより、指導員が虐待を発見する機会があり、それにどのように対応したのかを調査するため、聞き取り調査を行ったので報告する。なお、性暴力は児童虐待の中に含まれているが、著者らのこれまでの研究から、性暴力被害は心理的虐待、身体的虐待、ネグレクトとは違った対応策が必要であると考えたため、性暴力(性的虐待)を

他の3つの虐待から区別して用いることにした。

### 研究目的

学童保育施設に在職し、性暴力または虐待の発見をした経験のある指導員を対象に、指導員が行った性被害・虐待被害児童を発見した際の対応の実際と、普段からの学童保育施設での取組、指導員として職務をする中での葛藤、学童保育に対する思いを聞き取り、児童虐待の対応の実態を明らかにする。また、虐待に関する指導員への研修の必要性について検討する。

### 用語の定義

「児童虐待の防止等に関する法律」(以下：児童虐待防止法)(2000年5月施行)では、虐待とは、子どもに対して行われる身体的暴力、性暴力、育児放棄、心理的暴力の行為をさす。この場合、加害者に対しては保護者への指導等があり強制的に犯罪者としての介入はできないものである。しかし本研究でいう、子どもへの性暴力は性犯罪であり、加害者に対する警察の強制介入が行われるものである。そのため、より潜在化しやすい虐待を早期に発見するための方法を検討するためと、加害者に対する罪の重さが違うことから、本研究では虐待と性暴力を区別して使用し、「性暴力・虐待」と示す。

\*連絡先：谷野宏美 看護学科 新見公立短期大学 718-8585 新見市西方1263-2

表1 インタビュー対象者の属性

	経験年数	年齢	資格	指導員数	入所児童数	入所児童割合
1	14年目	49歳	保育士	6名	88名	27.80%
2	10年目	43歳	保育士	11名	47名	15~20%
3	8年目	52歳	小・中学校教諭	6名	44名	22.22
4	5年目	47歳	小学校教諭・養護教諭	8名	29名	15%
5		43歳	保育士・幼稚園教諭2級	8名	80名	10~20%
6	9年目	47歳	なし	4名	42名	29.20%
7	6年目	50歳	小学校教諭	5名	11名	10.2%
8	6年目	34歳	主婦			
9	7年目	58歳	中学校教諭(音楽)	4名	33名	18.7%
10	8年目	51歳	保育士・幼稚園教諭	7名	45名 (定員制)	19.50%
11	3年目	54歳	小学校教諭			
			中学・高校教諭免許			
12	5年目	36歳	保育士			
13	4年目	48歳	中・高校教諭	8名	118	2割強
14	23年目	57歳	小・中学校教諭	7名	102	30~40%
15	30年目	51歳	中学校教諭(美術)	2名	42名	2割強
16	7年目	47歳	保育士			

研究方法

1. 調査対象施設：A県内にある全国学童保育連絡協議会加盟施設のなかで、協力の同意が得られた12施設とした。
2. 調査対象者：同意の得られた12施設において、性暴力または虐待の発見をした経験のある指導員で、本研究への協力が得られた16名とした。
3. 調査方法：インタビューガイドを用いた半構造的インタビュー調査とした。この際、調査対象者の同意を得て、録音とフィールドノートへの記載を行った。
4. 調査内容：指導員が発見した性暴力または虐待を発見した際の対応、普段の保育内容、及び仕事に対する葛藤等であった。
5. 調査期間：平成21年5月から同年12月まで
6. 分析方法：質的帰納的分析方法を用い、調査内容を全て逐語録とし、それを基に分析基礎表を作成し、カテゴリー別に分類した。
7. 倫理的配慮：A県学童保育連絡協議会事務局長に電話連絡し、調査内容について口頭と文章により説明を行った。その際、紹介のあった学童保育施設の施設長に面談を申し入れ、研究内容について口頭と文書により説明を行った。同意後、保護者を対象に本研究目的と内容について文書により説明し、同意をとった。そして、調査対象者からはインタビュー開始前に口頭で説明し、「研究協力同意書」への署名・捺印を得た。インタビューは指導員や被害児童のプライバシー保護のため第三者の入らない個室で行い、調査に登場した子どもや家族、および指導者等の個人が特定されないように、調査内容を全てデータ化した。また、同意撤回書とデータ管理及びデータ処理の方法についても説明を行った。尚、本研究は川崎医療福祉大学倫理委員会(審

査番号134)の承認を得て実施した。

結果

1. 対象者の属性

対象者は全員女性で、年齢幅は34歳から58歳であり、主任的立場であった。経験年数幅は5~30年で、取得資格は教員免許状のみ10名、保育士のみ4名、教員免許状と保育士1名、無資格者1名であった。(表1参照)

2. 指導員が発見した性暴力・虐待への対応について

指導員が発見した性暴力・虐待は、疑いも含め様々であった。虐待の事例は22件であり、このうち身体的虐待は10件と最も多く、次いでネグレクト6件、心理的虐待3件、性暴力3件、身体的虐待とネグレクト1件であった。被害児童は女児11名、男児9名、不明3名であり、学年は1年生6名、2年生5名、3年生1名、5年生1名、6年生2名、不明8名であった。一方、加害者は母親のみ9件、両親と兄弟、母親とその恋人等複数の家族構成員によるもの7件、父親のみ1件、兄1件、不明4件であった。

発見された性暴力・虐待事例のうち、指導員が行った虐待の対応について分析を行った(表2参照)。虐待の対応に関しては、子どもへの対応、保護者への対応、学校との連携、他機関との連携に分類することができた。指導員は子どもへの対応を、ほぼ全例に行っていた。保護者への対応は、15事例に対して行われていた。学校との連携は、5事例において行われていた。一方12事例に関して指導員は、「情報交換」や「情報提供」のみ行っていた。また他機関との連携については、3事例のみであった。

1) 子どもへの対応の内容

指導員が行った性暴力・虐待に対する子どもへの具体的な対応の内容については、子どもの話をじっくり聞くこと、保護者に対してどのような対応が必要かを聞くことがほと

表2 性暴力・虐待への対応の実例

虐待の種類	事例番号	被害児童		加害者	子どもへの対応の有無 ○=対応した △=様子をみた ×=対応していない	保護者への対応 ○=対応した △=様子をみた ×=対応していない	兄弟への対応の有無	学校との連携 ○=連携した △=情報交換程度のみ ×=連携せず			他機関との連携	
		学年	性別					担任へ情報提供	学校との要請で子どもが学童へ入所	校長・担任と話し合い		
身体的虐待(10)	1	5年生	女兒	実母・兄	○	○	○	△	担任へ情報提供			×
	20	6年生	女兒	母親・弟	○	○		○	学校との要請で子どもが学童へ入所	学校が介入し、児相へ		×
	15	不明	男児	父親	○	○		○	校長・担任と話し合い	対応策を相談		×
	5	不明	女兒	母親	○	○		△	担任へ情報提供			×
	2	1年生	男児	父親・祖父	○	○	○	△	担任へ情報提供			○
	7	3・4年生	男児	父親	○	○		不明				×
	9	2年生	女兒	母親	○	△		不明				×
	17	不明	不明	父親・母親の彼氏	○	不明		△				×
	6	不明	男児	父親	○	不明		不明				×
	11	1年生	不明	不明	△	×		×				×
	身体的虐待+ネグレクト(1)	18	1年生	女兒	母親	○	○		○	学校・児相・学童で話し合い	担任介入するが上手くいかず	指導員と校長・教員とで自宅の片付けに行った
ネグレクト(6)	3	不明	女兒	母親	○	○		△	学校への情報提供			○
	10	2年生	女兒	母親	○	○		×				×
	14	1年生	男児	母親・同居男性	○	○		△	情報交換			×
	8	不明	不明	母親	○	○		△	情報交換			×
	19	1年生	女兒	母親	○	△		△	学校への情報提供			×
16	不明	男児	母親	○	×		△	情報交換			×	
精神的虐待(3)	4	6年生	女兒	母親	○	○		○	担任へ情報提供	担任が学習を個別対応するために学童にやってくる	保健室の先生との情報交換	×
	12	2年生	男児	母親・祖父	○	○		×				×
	12	2年生	女兒	不明	○	△		△	情報交換			×
性暴力(3)	13	1年生	男児	不明	○	○		△	情報交換			×
	21	2年生	男児	不明	○	○		△	情報交換			×
	22	2年生	女兒	中学生男子	不明	不明		不明				×

んどであった。またネグレクトに関して指導員は、食事を与え、子どもが生活できるように支援していた。性暴力の疑いがある子どもについては、マスターベーション行為が多くみられていたので、子どもに声をかけることや遊びに集中できるように関わっていた。

子どもへの対応として、指導員は多くの場合、子どもが上手く生活し成長できるように対応していた。

2) 保護者への対応の内容

次に、指導員が保護者に対して行った性被害・虐待被害に対する対応の具体的な内容は、多くが「相談に乗る」であった。その他には、「家庭訪問の実施」、「生活指導」、「育児支援」であった。特にネグレクトの事例に対しては、「生活指導」を行い、子どもへの食事の確保を行っていた。またその他の育児支援者への協力を促していた。精神的虐待に対しては、保護者に「言葉の暴力」が子どもを傷つけていることを伝えていた。性暴力の疑いがある子どもの保護者

への対応は、情報交換や相談を行っていた。

3) 学校との連携内容

学校との連携に関しては、積極的な連携ができた4事例では学童保育と学校の連携が密に行われ、保護者への直接的対応や、子どもへの個別の対応ができていた。他の14事例では、担任への情報提供や情報交換に留まっていた。また3事例では全く学校と連携を取っていなかった。

4) 他機関との連携

続いて、他機関（児童相談所、民生委員、児童委員など地域の機関）との連携事例は、3事例のみであった。うち2事例は専門機関の紹介を保護者にしているのみであり、施設間の直接的連携はなかった。

5) その他の連携

表には示さなかった事例として、地域住民からの情報提

供や、学童保育利用児童の兄弟からの情報提供などがみられた。

### 3. 性暴力・虐待に対応できなかった理由（表3参照）

性暴力・虐待（疑いを含む）を発見した上で、対応できなかった事例があった。そのうち保護者への対応ができなかったもの、学校との連携および他機関との連携ができなかったものがほとんどであった。

対応できなかった理由をコード化し抽出した。コード48項目、サブカテゴリー9項目、カテゴリー4項目に分類した。そして【施設と指導員に余裕がない】【他機関との連携の困難さ】【最近の保護者と子どもが変化している】【性暴力・虐待の対応の困難さ】の4つのカテゴリーが抽出された。

## 考察

### 1. 指導員が発見した性暴力・虐待への対応について

指導員が発見した性暴力・虐待に関して、様々な対応が行われていた。その対応のほとんどが、指導員個人の判断で行われていることがわかった。今回の調査では、性暴力・虐待の発見をしたことのある指導員を対象としたものであったが、その多くが主任などの役割を持つ指導員であり、長期間指導員として勤務経験のある者であった。このことから、性暴力・虐待の対応に関しても指導員としての経験から、個人の判断の元に行われていると考える。

性暴力・虐待の発見に関しても、指導員の経験を活かした子どもの観察力が発揮されており、その対応も指導員としての経験が影響していることが明らかとなった。逆に、現在の性暴力・虐待の対応については、指導員の経験に頼っているともいえる。

#### 1) 子どもへの対応の内容

指導員が行った性暴力・虐待を受けている子どもあるいはその疑いのある子どもへの対応の内容は、「子どもの話を聞くこと」であった。これは性暴力・虐待の発見にもつながっており、日頃からの子どもと指導員の信頼関係が、大きく影響すると考える。また子どもの対応が可能かどうかに関しても、日頃からの子どもと指導員との関係性が影響すると考える。

そして、性暴力・虐待に対するさらなる対応を可能にする指導員の関わりとして、「子どもから保護者に対してどのような対応が必要か」を聞き出すことを行っていた。これは指導員の子どものからの信頼に影響するものであり、指導員がどこまで対応するかを子どもたちは見ていると考えている指導員もいた。

さらにネグレクトへの対応として、学童保育で「食事を与えている」が挙げられた。これは学童保育の役割として子どもへの生活支援があるためだと考える。ある指導員は「無事に生活し、成長して欲しい」と述べており、子どもの成

長発達が正常に経過することを念頭に置き、関わっていた。

また性暴力に関しては、学童保育中にマスターベーション行為が多く見られていた。これに対して指導員は、「声をかけ、注意を促す」「遊びや読書など他に集中できるように促した」など、気を紛らわせるための対応を行っていた。特に他の子どもへ下半身を見せたり、マスターベーションを見せていた子どもには直接、注意を行っていた。性器いじりに関しては、正常な成長過程でも起こる行為であるため、どこまで対応するのかは指導員個人の判断や考えが大きく影響していることが分かった。

#### 2) 保護者への対応の内容

次に保護者への対応は、23事例中15事例に見られた。これは学童保育では、保護者と接する機会が多いため、比較的対応していたと考える。内容としては「相談に乗る」「生活指導」「情報収集」「情報交換」等であり、子どものお迎え時や保護者が学童保育を訪れた際に対応していた。また「家庭訪問」や「近所の聞き込み」等、家庭での生活の様子を見るため、自宅を訪れ直接的に生活指導や虐待への対応を行っている事例があった。これは、指導員の判断により行われ、子どもの権利を優先し、保護者への対応を厳しくしている事例であった。性暴力・虐待の基本的対応の根拠は、「子どもを守ること」を優先することであり、この考えに従って対応したと考える。

対応の中で一番多かったものが、「相談に乗る」であった。これは近年の少子化・核家族化・母親の就労により、育児の相談する相手がいないことや仕事と育児の両立の問題、子どもの病気や障害等様々な理由により、子育てに余裕のない保護者が多く存在することが明らかとなった。しかし、性暴力・虐待に対する対応について、具体的な指示やマニュアルは学童保育にはなく、「地域における児童虐待防止のシステム」<sup>2)</sup>には学童保育は含まれていない。そのため、保護者への対応も指導員個人の判断や経験に基づいて行われており、組織としての対応は見られなかった。

#### 3) 学校との連携

さらに指導員が行っている性暴力・虐待への対応の1つとして、学校との連携が挙げられた。これは23事例中4事例において積極的な連携が行われていた。具体的には、学校と話し合いを行い、今後の対応について相談を行っていた。さらに教員とともに指導員が家庭訪問を実施していたり、児童相談所との連携につながっている事例もあった。しかし残りの14事例は、学校への情報提供や情報交換に留まっていた。これは指導員が性暴力・虐待の疑いを抱いても、学校と学童では子どもの様子が違うこと、また指導員と教員との役割が違うことから、性暴力・虐待への捉え方が異なるためではないかと考える。指導員は子どもの放課後の生活支援をする役割があり、子どもの生活を垣間見る機会がある。一方、教員は学習を教える役割があり、子どもの生活態度や家庭内の様子まで捉えることが困難であること

表3 性暴力・虐待への対応ができない理由

カテゴリー	サブカテゴリー	項目
施設と指導員に余裕がない	指導員の待遇が悪く、仕事への意欲がバラバラ	指導員のキャリアがばらばら
		時間外に研修に行く余裕がない(2)
		学校は児童との連携を取らないといけないというが、忙しすぎる
		それぞれの指導員の考え方や受け方に違いがある
		意識の低い指導員がいる
		指導員の奉仕精神に頼っているので限界がある
		指導員の保障や給料などの待遇が悪い(2)
	保護者との関係で指導員が疲弊している	
	児童保育の規模のアンバランス	児童の数が多(2)
		一人ひとり細かく関われない
児童と指導員がお互い心で接することができる規模		
他機関との連携が困難	学校との連携が難しい	学校との定期的な連絡体制が整っていない
		学校の教員が忙しいこと
		学校との連携は教員が異動になると雰囲気が変わってしまい、取れにくくなる
		学校との定期的な連絡会を企画したいが学校側が忙しく対応してくれない
		学校との良好な関わりをもつためには長期間かかる
		学校は知らない情報は伝えないで欲しいという
		行政機関との関係
	クレームあり	
	行政からのバックアップがない	
	最近の保護者と子どもが変化している	保護者に余裕がない
児童を辞めさせるといのが保護者の切り札		
保護者が忙しすぎて余裕がない		
指導員よりも親のほうが立場が強くなってきている(協力しようというより、お金を払っているのだから面倒見て当たり前)		
子どものしつけを児童でして欲しいという親が居る		
保護者に子どもの情報がうまく伝わらない		
児童での子どもの様子を伝えて保護者は受け止められない		
児童と家庭・学校の子どものギャップがある		子どもの様子が、家庭・学校・児童で違う
		家庭と児童との子どものギャップ
		子どもの発達が幼くなっている
性暴力・虐待への対応が困難である	虐待への対応の仕方がわからない	虐待を発見してもどこに言って行くのか見当が付かない
		虐待を見つけても親にアプローチするのが不安でいえない
		虐待と特定できない
		どこまで子どもに関わっていけばよいのか迷う
		虐待への対応の基準が不明のため、通報できない
	対応したことで起こる悪影響	家族ぐるみで虐待をしている家庭への対応をどうするか
		児童相談所や民生委員への協力要請をするタイミングがわからない
		問題のある家庭や保護者に下手に関わると児童への仕打ちが起こる可能性がある
		問題のある家庭に関わるとできることに限界がある
		問題のある家庭環境や保護者を変えていく事は難しい
性的な問題を取り扱う難しさ	中途半端な関わりをすると児童にしわ寄せが行く	
	性的な問題についてはどこ連携すれば良いのかわからない	
	性的な問題に関して、指導員で受け止め方が違う	
性的な問題は学年が上がるにつれてエスカレートしていく		

が、性暴力・虐待への対応の差に現れていると思われる。また長友らの研究より<sup>3)</sup>、小学校教師の認知する児童虐待のサインとして、「教室での問題行動」は虐待の徴候として認知されておらず、「生活上の不自然さ」や「他者との関係の異常さ」を虐待のサインとして捉えていた。このことから指導員と教員が連携を取り、子どもの情報を共有することで性暴力・虐待への早期発見や早期対応が可能になると考える。

#### 4) 他機関との連携

最後に他機関との連携については、3事例と少なかった。平成16年の「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」<sup>4)</sup>により、児童虐待の通告義務の範囲拡大により、児童相談所のみでなく市町村も通告先となり、通告の義務は広く一般にも知られるようになった。しかし今回の調査においては、過去の事例についての聞き取り調査であったため、通告まで行われなかったのではないかと考える。

今回の他機関との連携としては、病院や児童相談所への紹介が2事例であり、保護者に専門機関に行くように薦めるに留まり、直接連携した事例は1事例のみであった。これは性暴力・虐待に対する連携のマニュアルがないことが影響していると考えた。

## 2. 性暴力・虐待に対応できなかった理由

今回の調査において、指導員は子どもや保護者への対応は、個人的判断にもとづき行われていた。しかし学校との連携や他機関との連携は、あまり積極的に行われていなかった。今回、対応の実際とともに、対応できなかった理由についても分析を行ったので、カテゴリー別に考察していく。

### 1) 【施設と指導員に余裕がない】

学童保育施設は、放課後子どもプランの「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」として設置されている。利用児童数は、約81万人（平成21年5月時点）まで増加している<sup>5)</sup>。この学童保育利用の急増のため、施設の狭さ、児童の過密・大規模化、指導員の人数不足が問題化している。このため、学童保育は家庭の変わりに子どもが安心して生活できる場所としての機能が失われつつあるようだ。そこで指導員が、性暴力・虐待の発見や対応に時間や労力をかけられなくなっていると感じた。また、指導員に対する待遇の悪さが、職務に対する意欲を損ない、性暴力・虐待にまで対応できない現状も伺えた。さらに指導員のキャリアの差が、性暴力・虐待への考え方や捉え方の違いから、統一された対応が期待できないようであった。

よって指導員の職務に余裕を持たせ、全指導員に性暴力・虐待に対する研修を実施することにより、指導員個人の負担の軽減を考えていく必要がある。

### 2) 【他機関との連携の困難さ】

『行政機関との関係』『学校との連携が難しい』とあった。これは前述の指導員の忙しさが1つの原因であり、また行政・学校ともに、数年で担当者及び担任・校長などが人事異動で変わっていくことが原因である。双方とも、指導員との個人的な関係において、連携が取られているのが現状であり、組織としての連携が見られなかった。そのため、異動の度に人間関係を築く必要があり、連携を取るまでに時間と手間がかかる結果となっていた。よって、性暴力・虐待等の子ども及び家族を含めた難しい問題に対する連携に至るまでになっていないと考える。

### 3) 【最近の保護者と子どもが変化している】

今回の調査で、指導員の多くが「最近の保護者に余裕がないこと」、「子どもの様子に学童・家庭・学校でギャップがある」と述べていた。保護者に余裕がない理由として、仕事が忙しい、自分の時間を確保する、育児支援者が近くにいないことが考えられる。これらは虐待につながる理由でもあると考える。さらに保護者が、子どものことをしっかり把握していないことも述べられていた。指導員は学童で子どもの異変に気づいても、保護者に伝えることをためらうとも述べており、その理由が保護者に余裕がないことと、保護者が子どものことを受け止められないと考えていた。

また指導員は、子どもの様子が学童・家庭・学校のそれぞれでギャップがあり、保護者が子どもの全てを知らないと考えていた。以上のことより、指導員は保護者への対応をためらうことが明らかとなった。

### 4) 【性暴力・虐待への対応の困難さ】

『虐待の対応の仕方がわからない』『性的な問題を取り扱う難しさ』『対応したことで起こる悪影響』の3項目のサブカテゴリーが挙げられた。

まず指導員は、性暴力・虐待に関するマニュアルがなく、研修を受けたことがないため、対応や連携の手順が分からなかったと考える。これは福田<sup>6)</sup>の実態調査でも明らかとなっており、「通告の仕方がわからない。虐待通告の判断に迷うという意見も多く、具体的な通告や初期対応についての研修の必要性は高い」と述べている。

次に『性的な問題を取り扱う難しさ』として、性的な問題に関しては、正常な発達の過程の表れであることもあり、深く関わることにためらいがあると考えられる。また性に関する知識や受け止め方は、個人差が大きいのではないかとと思われる。よって学童の中で統一された対応ができず、個人の判断に頼ることになっていると考えられる。しかし「性的虐待は大きなトラウマになることから早期発見・早期対応には、今後の専門家教育が不可欠である」<sup>7)</sup>とあり、早期対応のための専門家への連携を含めた研修の必要性を感じた。

『対応したことで起こる悪影響』については、前述の『子

どもの様子に学童・家庭・学校でギャップがある』ことにも関連しており、保護者と指導員・あるいは教員との子どもの捉え方が違い、子どもにしわ寄せやより性暴力・虐待が酷くなる可能性を考え、対応に踏み切れない指導員がいた。また学童保育を、「子どもが安心して過ごせる場所」として捉え、保護者に対応することで子どもの居場所がなくなることを恐れている指導者もいた。

以上のことより、指導員は学童保育を「子どもの居場所・逃げ場」と考えており、性暴力・虐待に対応することよりも、「居場所」を確保することを考えていた。しかし指導員は性暴力・虐待を通告する義務があり、指導員に対する研修の必要性を感じた。

### 今後の課題

これらのことより、指導員が行った性暴力・虐待への対応については、そのほとんどが指導員個人の判断で行われていることが明らかとなり、指導員への負担の大きさが分かった。よって、指導員に対する、性暴力・虐待への研修を行うことで、個人の負担の軽減させることができると考えた。しかし指導員に対する待遇の悪さや忙しさから、研修への参加の難しさも感じる結果であった。今後は今回の結果を元に、研修の内容・開催回数や参加人数などを考えていきたい。

### 謝辞

今回の調査にご協力いただいた指導員の方々に、深く感謝いたします。また研究に賛同していただいたA学童保育

連絡協議会様にも感謝いたします。

尚、本研究は平成21年度科学研究費補助金〔挑戦的萌芽〕により行われた研究の一部である。

### 文献

- 1) 厚生労働省：児童虐待相談対応件数等及び児童虐待等要保護事例の検証結果（第6次報告概要），2010.8.  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000g6nl.html>
- 2) 児童虐待防止法令編集委員会編集：児童虐待防止法令ハンドブック 平成21年版，中央法規出版株式会社，7，2009.
- 3) 長友真実，田中陽子，藤田由美子他：児童虐待に対する教師の意識に関する調査研究（4）— 小学校教師の認知する児童虐待のサインに関する研究 —，九州保健福祉大学研究紀要，8，193-202，2007.
- 4) 児童虐待防止法令編集委員会編集：児童虐待防止法令ハンドブック 平成21年版，中央法規出版株式会社，5，2009.
- 5) 日本子ども家庭総合研究所編：日本こども資料年鑑，KTC 中央出版，296，2010.
- 6) 福田智雄：学童保育クラブにおける子ども虐待対応の実態等に関する調査研究（1），国際学院埼玉短期大学研究紀要，28，29-32，2007.
- 7) 中添和代，竹内美由紀，大池明枝：保育現場での児童虐待の実態，香川県立保健医療大学紀要，1，153-158，2004.

## The elementary school childcare instructor discovered and measured

Hiromi TANINO

Department of Nursing, Niimi College, 1263-2 Nishigata, Niimi, Okayama, 718-8585, Japan

### Summary

Most of victims of the child abuse are children of the elementary school lower grades. Therefore there is much use of the elementary school lower grades, the elementary school childcare instructor whom I live and support of a child after school, that in an object, I researched measured the sexual violence and Child Abuse. Result, the elementary school childcare instructor corresponded to a child and a parent for the sexual violence and Child Abuse. There were few examples, but the school and the cooperation with the other engine were seen. The most of the correspondence were performed by the judgment of the instructor individual. I perform the training to the instructor for the sexual violence and Child Abuse.

Key Words: The elementary school childcare instructor, the sexual violence and Child Abuse, Measures